

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」
の設置について(案)

平成 25 年 2 月 15 日

社債市場の活性化に関する懇談会

1. 設 置

社債市場の活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）では、報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」に掲げられた課題、及びその他社債市場の活性化に向けた課題について検討を進めるため、標記ワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

(1) 当面、次の事項について検討を行う。

① コベナント・債務の状況等に関する情報開示

（事例集の作成等を通じた開示の充実のあり方についての検討）

② 社債権者保護の充実のあり方

- ・ 社債権者への情報伝達及び意思結集インフラ整備
- ・ 社債管理人（仮称）の検討
- ・ 社債権者保護のあり方についての課題の検討

(2) その他、必要に応じて社債市場の活性化に向けた課題について検討を行う。

3. 構成・運営

(1) WGは、懇談会の委員、市場関係者及び有識者をもって構成する。

(2) WGに主査を置き、委員のうちから座長が選任する。

(3) 委員がWGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

(4) 懇談会の委員は、WGに出席することができる。

(5) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(6) 議事の公開その他WGの運営については、「『社債市場の活性化に関する懇談会』の運営について」に準じて行う。

4. 報 告

WGにおける検討状況等は、適宜、懇談会に報告する。

5. 事務局

WGの事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上